

## 保育士資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士資格を持たない保育補助者が保育士資格を取得するための費用を支援するとともに、資格取得後も市内の私立保育所等で勤務することを後押しし、本市で子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的に、予算の範囲内において、保育士資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（幼稚園を除く）及び同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。
- (2) 保育補助者 児童福祉施設において児童の保護に従事した者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の10に規定する保育士試験の筆記試験（以下「筆記試験」という。）の受けた時点で、廿日市市に所在する私立保育所等に保育補助者として勤務していた者
- (2) 保育士証に登録された時点で、前号の廿日市市に所在する私立保育所等に継続して勤務していた者
- (3) 第6条に規定する交付申請時に、廿日市市に所在する私立保

育所等（前2号の私立保育所等以外も含む。）に保育士として勤務し、申請日から起算して1年以上当該私立保育所等に継続して勤務する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱における補助対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 規則第17条第1項に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度から起算して2年を経過していない者
- (3) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている者  
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、廿日市市に所在する私立保育所等に勤務する保育補助者が、保育士試験により保育士資格取得を目指す者であって、保育士試験合格後に、廿日市市に所在する私立保育所等に勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する事業とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 受講にあたって必ずしも必要とされない検定試験等の受講料、補助教材費
- (2) 補講費
- (3) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用
- (4) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- (5) 学債等の将来受講者に対して現金還付が予定されている費

用

- (6) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）
- (7) 受講・受験のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材購入費等
- (8) 国、県その他の公的機関から既に補助金等の交付又は助成を受けている経費  
（補助金の交付申請及び請求）

第6条 補助金を受けようとする者は、保育士資格取得支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に第2項に定める書類を添付して、補助対象者が交付を受けた保育士証の登録年月日から起算して6か月以内に提出しなければならない。この場合において、当該請求に係る日は次条による交付決定の日とみなす。

2 規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 保育士証の写し
- (2) 保育士試験合格通知書の写し
- (3) 補助対象者が筆記試験を受けた時点で、廿日市市に所在する私立保育所等に保育補助者として勤務していたことが確認できる書類
- (4) 補助対象者が廿日市市に所在する私立保育所等に保育士として現に勤務していることが確認できる書類
- (5) 補助対象経費の領収書、講座実施者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類又はクレジットカード契約証明書（クレジットカード伝票の控に必要事項を付記したものを含む）（以下「領収書等」という。）の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前項第5号の領収書等には、次の事項が記載されていなければならない。なお、領収書等に訂正がある場合、講座実施者の訂正

印のないものは無効とする。

- (1) 講座実施事業者の名称
- (2) 支払者名（補助対象者と異なる名義のものは、原則認められない。ただし、支払者が親族であると確認できる場合に限り認めるものとする。）
- (3) 領収額又はクレジット契約額
- (4) 領収額又はクレジット契約額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- (5) 領収日又はクレジット契約日  
（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定及び交付確定を行い、保育士資格取得支援補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（別記様式第2号）により補助対象者に通知し、補助対象者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

2 市長は、交付しないことを決定したときはその旨を保育士資格取得支援補助金不交付通知書（別記様式第2号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき
- (2) 不正の手段によって交付決定を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長の指示に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付を取り消したときは、保育士資格取得支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第3号）により、その旨を当該者に通知するものとする。

3 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、保育士資格取得支援補助金返還命令書（別記様式第4号）により、当該者に対し、期限を定

めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この要綱は、令和7年1月1日以降の保育士証の登録年月日について補助対象として適用する。

(経過措置)

第3条 令和8年3月31日までの間は、第6条第1項中「6か月以内」を「12か月以内」に読み替えるものとする。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額	補助金の上限額
<p>1 次に掲げる経費のうち、補助対象者が交付を受けた保育士証の登録年月日から起算して30か月前の日が属する月の1日までに支払われた経費とする。</p> <p>(1) 保育士試験受験講座（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間及び昼間定時制のものをいう。）の受講に要する費用であって、保育士試験受験講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料をいう。）</p> <p>(2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。）</p> <p>(3) 補助対象者が合格した保育士試験の受験手数料</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p>	<p>50,000円</p>

※ 補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。